

# 総合特区支援利子補給金（内閣府地方創生推進事務局）

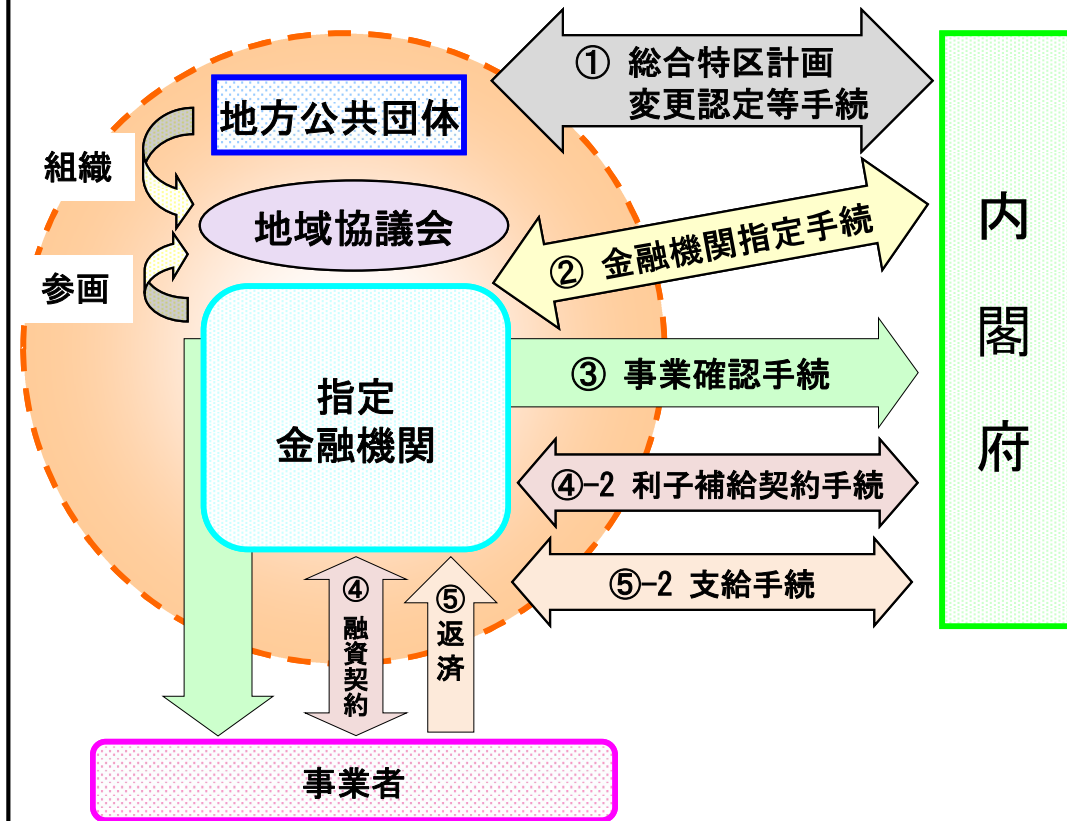
令和7年度概算決定額 2.9億円  
(令和6年度予算額 3.0億円)

## 事業概要・目的

○目的：地域の責任ある戦略、民間の知恵と資金、国の施策の「選択と集中」の観点を最大限活かす重要な施策として、「新成長戦略」（平成22年6月18日閣議決定）に位置づけられた総合特区制度における金融支援として利子補給金を支給することにより、事業の円滑な実施を支援するものです。

○概要：総合特区の推進に資する事業を行う事業者が金融機関から当該事業を実施するうえで必要な資金を借り入れる場合に、国が当該金融機関を指定（以下「指定金融機関」という。）したうえで、予算の範囲内で最大0.7%の利子補給金を支給します。利子補給の支給期間は、指定金融機関が事業者へ最初に貸付けした日から起算して5年間で

## 事業イメージ



## 資金の流れ



## 期待される効果

○利子補給金の支給対象となる金融機関から事業者への融資（金融面での支援）を通じ、国際戦略総合特区においては拠点形成による国際競争力等の向上、地域活性化総合特区においては地域資源を最大限活用した地域力の向上が期待されます。